福祉用具貸与「基準チェックシート」

各項目について点検書類等を参照し、基準に適合しているかどうかを確認してください。

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点検者職氏名	
備考	

【用語の定義】
法　・・・介護保険法(平成9年12月17日　号外法律第123号)
令　・・・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日　厚生省令第37号)
通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日　老企第25号)

条例・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年　札幌市条例第８号)

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
第１ 基本方針	指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。 ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規定、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。	□ □ □	□ □ □	□ □ □	法第 73 条第 1 項 条例第 249 条 (令第193条)	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規定 ・パンフレット等
第２ 人員に関する基準 １ 福祉用具専門相談員の員数	(1) 指定福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2 以上となっているか。 常勤換算方法：（当該事業所の総従業者の１週間の勤務延時間数）÷（事業所において定められている常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は、32 時間を基本とする。）） 勤務延時間数：サービス提供、準備、待機時間を含む	□	□	□	法第 74 条第 1 項 条例第250条第1項 (令第194条第1項)	・職員勤務表 ・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿
	(2) 福祉用具専門相談員は介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、都道府県知事が行う研修若しくは都道府県知事が指定するものが行う研修の修了者となっているか。 なお、指定福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合において、当該指定に係る事業及び指定福祉用具貸与の事業が同一の事業所において一体的に運営されているときには、次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。 ① 指定介護予防福祉用具貸与事業者 ② 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 ③ 指定特定福祉用具販売事業者	□	□	□	平 11 老企 25 第 3 の十一の 1(1) 条例第 250 条第 2 項 (令第194条第2項)	・各種免許証及び修了証 ・職員の履歴書

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
2 管理者	指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は同一事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。） 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。（ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。） 常勤：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。 なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。 専ら：サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。常勤・非常勤の別は問わない。サービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいう。	□	□	□	条例第251条 (令第195条)	・職員勤務表 ・出勤簿
第３　設備に関する基準	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要な設備、備品等を備えているか。（ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しなくとも差し支えない。）	□	□	□	法第 74 条第 2 項 条例第 252 条第 1 項 (令第196条第1項)	・運営規程 ・事業所の平面図 ・設備、備品台帳 ・業者との委託契約書 ・保管に関する記録 ・消毒に関する記録
	(2) (1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。 ① 福祉用具の保管のために必要な設備及び器材 イ 清潔であること。 ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 ② 福祉用具の消毒のために必要な設備及び器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 なお、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備、備品等に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなして差し支えない。	□	□	□	条例第252条第2項 (令第196条第2項) 条例第252条3項 (令第196条第3項)	

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
第４　運営に関する基準 １　内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	□	□	□	法第 74 条第 2 項 条例第263条準用 (第9条) (令第205条準用第8条)	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 重要事項：①　運営規程概要 ②　福祉用具専門相談員の勤務体制 ③　事故発生時の対応 ④　苦情処理の体制 ⑤　その他	□	□	□	準用（平11老企25第3の一の3(1)）	
２ 提供拒否の禁止	指定福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定福祉用具貸与の提供を拒んではいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 提供を拒むことのできる正当な理由とは ①　当該事業所の現員では対応しきれない。 ②　利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③　適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難である。	□	□	□	条例第263条準用 (第10条) (令第205条準用第9条) 準用(平11老企25第3の一の3(2))	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
３ サービス提供困難時の対応	指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。	□	□	□	条例第263条準用 (第11条) (令第205条準用第10条)	・サービス提供依頼書 ・連絡に関する記録 ・紹介に関する記録

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
４ 受給資格等の確認	指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	□	□	□	条例第263条準用（第12条第1項）（令第205条準用第11条第1項）	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
５ 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	□	□	□	条例第263条準用（第13条）（令37第205条準用第12条第1項）	・利用者に関する記録
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	□	□	□	条例第263条準用（第13条第2項（令第205条準用第12条第2項）	
６ 心身の状況等の把握	指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	□	□	□	条例第263条準用（第14条）（令第205条準用第13条）	・利用者に関する記録 ・居宅介護支援経過 ・サービス担当者会議の要点
７ 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	□	□	□	条例第263条準用（第15条）（令第205条準用第14条第1項）	・情報提供に関する記録
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	□	□	□	条例263条準用（第15条第2項）（令第205条準用第14条第2項）	・情報提供に関する記録 ・相談又は助言に関する記録

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 「施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、 ① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ② その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。	□	□	□	条例第263条準用(第16条) (令第205条準用第15条)	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書(1)(2)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しているか。	□	□	□	条例第263条準用(第17条) (令第205条準用第16条)	・居宅サービス計画書(1)(2) ・週間サービス計画書 ・サービス提供表、別表 ・利用者に関する記録
10 居宅サービス計画等の変更の援助	指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	□	□	□	条例第263条準用(第18条) (令第205条準用第17条) 準用(平11老企25第3の一の3(7))	・居宅サービス計画書(1)(2) ・サービス提供票、別表(変更の確認) ・利用者に関する記録
11 身分を証する書類の携行	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	□	□	□	条例263条準用(第19条) (令第205条準用第18条)	・実態確認 ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル ・身分を証する書類
	(2) 証書等には、当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。 ・写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。	□	□	□	準用(平11老企25第3の一の3(8))	

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
12 サービスの提供の記録	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	□	□	□	条例第263条準用(第20条第1項)(令第205条準用第19条第1項)	・サービス提供票表 ・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書(1)(2) ・業務日誌
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	□	□	□	条例第263条準用(第20条第2項)(令第205条準用第19条第2項)	
13 利用料等の受領	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	□	□	□	条例第253条第1項(令第197条第1項)	・サービス提供票、別表 ・領収証控
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 {法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した場合} ・10割相当額の支払いを受けているか。	□	□	□	条例第253条第2項(令第197条第2項)	・運営規程（利用料その他費用） ・サービス提供票、別表 ・領収証控
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額　以外の支払を利用者から受けていないか。 ①　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 ②　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	□	□	□	条例第253条第3項(令第197条第3項)	・領収証控 ・重要事項説明書 ・運営規程（実施区域の確認） ・車両運行日誌
	(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。	□	□	□	条例第253条第4項(令第197条第4項)	・説明文書 ・利用申込書 ・同意書
	(5) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより利用料を徴収している場合は、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。 （指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料の全部または一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。）	□	□	□	平11老企25第3の十一の3(1)の① 条例第253条第5項(令第197条第5項)	・領収証控 ・中止に関する記録

次ページに続く

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
13 利用料等の受領	(6) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与その他のサービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。	□	□	□	法第41条第8項	・領収証控
	(7) 指定福祉用具貸与事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定福祉用具貸与について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定福祉用具貸与に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ・領収証には費用区分を明確にしているか ①　基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ②　その他の費用（個別の費用ごとの区分）	□	□	□	施行規則第65条	・領収証控
14 保険給付の請求のための証明書の交付	指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	□	□	□	条例第263条準用(第22条) (令第205条準用第21条)	・サービス提供証明書控（介護給付費明細書代用可）
15 指定福祉用具貸与の基本取扱方針	(1) 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	□	□	□	条例第254条第1項 (令第198条第1項)	・居宅サービス計画書
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しているか。	□	□	□	条例第254条第2項 (令第198条第2項)	
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	□	□	□	条例第254条第3項 (令第198条第3項)	・評価を実施した記録

点検項目	点　検　事　項	点検結果 適	点検結果 否	点検結果 非該当	根拠法令	点検書類等
16 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。	□	□	□	条例255条第1項 (令第199条第1号)	・使用説明書 ・相談に関する記録 ・同意に関する記録
2024 改正	(2) 法第８条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第８条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行っているか。 ・提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案しているか。	□	□	□	条例255条第2項 (令第199条第2号)	・利用期間を勘案したことが確認できる書類（サービス担当者会議録等）
	(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。	□	□	□	条例第255条第3項 (令第199条第3号)	・点検に関する記録
	(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。 ・特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し、安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明しているか。 ・自動排泄処理装置等の使用に際し、衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄・点検等）について、十分説明しているか。	□	□	□	条例第255条第4項 (令第199条第4号) 平11老企25第3の十一の3(3)の②	・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録 ・取扱説明書

次ページに続く

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
16 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針 2024 改正	(5) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要に応じて、使用方法の指導、修理等を行っているか。また、修理を行った場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。 ・特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を行うこと。	□	□	□	条例第255条第5項 (令第199条第5号) 平11老企25第3の十一の3(3)の③	・点検に関する記録 ・福祉用具使用、指導、修理状況に関する記録
	(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。	□	□	□	条例第255条第6項 (令第199条第6号)	・(身体拘束を行った場合)緊急やむを得ない記録 ・(身体拘束を行った場合)身体拘束に関する記録
	(7) 前号の身体的拘束等やむを得ずを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	□	□	□	条例第255条第7項 (令第199条第7号)	
	(8) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与の提供を行うことが記録される場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与の提供が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。	□	□	□	条例第255条第8項 (令第199条第8号)	・居宅サービス計画書
	(9) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しているか。	□	□	□	条例第255条第9項 (令第199条第9号)	・目録、パンフレット、選定提案書等

点検項目	点　検　事　項	点検結果 適	点検結果 否	点検結果 非該当	根拠法令	点検書類等
17 福祉用具貸与計画の作成 2024　改正	(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しているか。 ・上記の場合において、特定福祉用具販売の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成しているか。 ・福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載しているか。 ・関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、注意事項に記載すること。	□	□	□	条例第256条第1項（令第 199 条の 2 第 1 号） 平11老企25第3の11の3(3)の⑤	・福祉用具貸与計画 ・居宅サービス計画書
	(2) 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計　画の内容に沿って作成しているか。 ・福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。	□	□	□	条例第256条第2項（令第 199 条の 2 第 2 号） 平11老企25第3の11の3(3)の⑤	
	(3) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。	□	□	□	条例第256条第3項（令第 199 条の 2 第 3 号）	
	(4) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しているか。	□	□	□	条例第256条第4項（令第 199 条の 2 第 4 号）	
	(5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っているか。	□	□	□	条例第256条第5項（令第 199 条の 2 第 5 号）	
	(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しているか	□	□	□	条例第256条第6項（令第 199 条の 2 第 6 号）	

次ページに続く

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
17 福祉用具貸与計画の作成 2024　改正	(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っているか。	□	□	□	条例第256条第7項（令第 199 条の 2 第 7 号）	・福祉用具貸与計画 ・居宅サービス計画書
	(8) 福祉用具専門相談員は、上記（1）から（4）までの規定について、福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っているか。	□	□	□	条例第256条第8項（令第 199 条の 2 第 8 号）	
18 利用者に関する市町村への通知	指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①　正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	□	□	□	条例第263条準用（第27条）（令第205条準用第26条）	・市町村に送付した通知記録
19 管理者の責務	(1) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行っているか。	□	□	□	条例第263条準用（第56条第1項）（令第205条準用第52条第1項）	・組織図、組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌
	(2) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	□	□	□	条例第263条準用（第56条第2項）（令第205条準用(第52条第2項）	
20 運営規程 次ページに続く	指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務内容 ③　営業日及び営業時間 ④　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤　通常の事業の実施地域 ⑥　虐待の防止のための措置 ⑦　その他運営に関する重要事項 ・「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等が記載されているか。	□	□	□	条例第 257 条（令第 200 条） 平11老企25第3の十一の3(4)	・運営規程 ・指定申請及び変更届（写）

20 運営規程	・「利用料その他の費用の額」は、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（１割～３割負担）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料、その他の費用の額が記載されているか。 ・個々の福祉用具の利用料については、個々の利用料の額又はその額の設定の方式（利用期間に暦月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録（基準第204条第2項に規定する目録）に記載されている旨を記載しているか。 ・⑦は、標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定されているか。				条例第 257 条 （令第 200 条） 平11老企25第3の十一の3(4)	・運営規程 ・指定申請及び変更届（写）

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
21 勤務体制の確保等	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	□	□	□	条例第263条準用（第108条第1項）（令第 205 条準用第 101 条第 1 項）	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）
	(2) 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	□	□	□	平 11 老企 25 第 3 の十一の 3(8)の②	
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者によって指定福祉用具貸与を提供しているか。（ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。） ・利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務：福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等	□	□	□	条例第263条準用（第32条の2）（令第 205 条準用第 30 条）	・業務委託契約書
	(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 ※方針の明確化その他の必要な措置は以下のとおり イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容 a　事業主の方針等の明確化及びその周知、啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b　相談（苦情含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ　事業主が講じることが望ましい取組 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） ※「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」（いずれも厚生労働省HP）等を参考とすること。	□	□	□	条例第263条準用（第108条第4項）（令第 205 条準用第 101 条第 4 項）	・ハラスメント防止に関する指針等

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
22 業務継続計画の策定等	(1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか。 ※令和６年４月１日より義務化 業務継続計画には以下の項目等を記載すること イ 感染症に係る業務継続計画 ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ｂ 初動対応 ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ｃ 他施設及び地域との連携 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省 HP）を参照すること	□	□	□	条例第263条準用（第32条の2） （令第205条準用第30条の2）	・業務継続計画（感染症） ・業務継続計画（非常災害） ※それぞれ必要な内容が記載されていれば一体的な計画でも可
	(2) 福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ※研修、訓練とも年１回以上。新規採用時には別に研修を実施すること。	□	□	□		・訓練実施記録
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	□	□	□		

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
23 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対しその資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しているか。	□	□	□	条例第258条 (令第201条)	・研修受講修了証明書等 ・研修計画、出張命令書、研修会資料
	(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。	□	□	□		
24 福祉用具の取扱種目	指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。	□	□	□	条例第259条 (令第202条)	・目録等
25 衛生管理等	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 ・従業者の清潔保持及び健康状態について、どのような管理を行っているか。	□	□	□	条例第260条第1項 (令第203条第1項)	・従業者の健康診断に関する記録
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。 なお、消毒は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行っているか。 ・自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造業者が規定する」メンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。	□	□	□	条例第260条第2項 (令第203条第2項) 平11老企25第3の十一の3(6)の①	・消毒及び保管に関する記録

次ページに続く

点検項目	点　検　事　項	点検結果			点検項目	点　検　事　項
		適	否	非該当		
25 衛生管理等	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、(2)の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。 　また、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において、次に掲げる事項を文書により取り決めているか。 ①　当該委託等の範囲 ②　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（委託等業務）が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 ④　指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ⑤　指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 ⑥　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項	□	□	□	条例第260条第3項 (令第203条第3項) 平11老企25第3の十一の3(6)の②	・業者との委託契約書 ・指示に関する記録 ・確認結果記録
	(4) 指定福祉用具貸与事業者は(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成しているか。 　また、④の指示は、文書により行っているか。 ・福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	□	□	□	平11老企25第3の十一の3(6)の③、④ 条例第260条第4項 (令第203条第4項)	・指示に関する記録 ・確認結果記録
	(5) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。 ・衛生的な管理はどのように努めているか。	□	□	□	条例第260条第5項 (令第203条第5項)	・衛生管理に関する記録
	(6) 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ※令和６年４月１日から義務化 イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っているか。 ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ハ　福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 イについて　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については、幅広い職種により構成すること、外部の者も含め感対策の知識を有する者の参画を得ることが望ましい。また、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当を決めておくことが必要。	□	□	□	条例第260条第6項 (令第203条第6項)	・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の議事録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修等参加記録

次ページに続く

25 衛生管理等	ロについて　感染症の予防及びまん延の防止のための指針については平常時及び発生時の対応を規定すること。それぞれの記載項目については「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省HP）を参照すること。 ハについて　研修、訓練とも年１回以上。新規採用時には別に研修を実施すること。					

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
26 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ※令和６年４月１日から義務化 イ　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っている。 ロ　虐待の防止のための指針を整備している。 ハ　福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施している。 ニ　上記３つの措置を適切に実施するための担当者を置いている。 イについて　管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。ただし、虐待等の事案については、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないことから、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要 イ、ロについて　虐待の防止のための対策を検討する委員会での検討内容及び虐待の防止のための指針の検討内容は、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（厚生労働省HP）を参照すること ハについて　研修は年１回以上。新規採用時には別に研修を実施すること	□	□	□	条例263条準用（第40条の2） （令第205条準用第37条の2）	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修等参加記録
27 掲示及び目録の備え付け 2024 改定	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	□	□	□	条例第261条第1項 （令第204条第1項）	・掲示物
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 ※重要事項のウェブサイトへの掲載は、令和７年４月１日より適用	□	□	□	条例第261条第3項 （令第204条第3項）	・ウェブサイト
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所にその取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。	□	□	□	条例第261条第2項 （令第204条第2項）	・備え付けの目録等

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
28 秘密保持等	(1) 指定福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	□	□	□	条例263条準用（第35条第1項）（令第205条準用第33条第1項）	・就業時の取り決め等の記録
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	□	□	□	条例第263条準用（第35条第2項）（令第205条準用第33条第2項）	
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	□	□	□	条例第263条準用（第35条第3項）（令第205条準用第33条第3項）	・利用者（家族）の同意に関する記録 ・実際に使用された文書等（会議資料等）
29 広告	指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとなっていないか。	□	□	□	条例第263条準用（第36条）（令第205条準用第34条）	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与していないか。	□	□	□	条例第263条準用（第37条）（令第205条準用第35条）	

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
31 苦情処理	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 　具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	□	□	□	条例第263条準用(第38条第1項) (令第205条準用第36条第1項) 準用(平11老企25第3の一の3(23)の①	・運営規程 ・説明文書 ・掲示物 ・苦情に関する記録
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	□	□	□	条例第263条準用(第38条第2項) (令第205条準用第36条第2項)	
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	□	□	□	準用(平11老企25第3の一の3(23)の②	
	(4) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 　また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けたときにおいては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	□	□	□	条例第263条準用(第38条第3項) (令第205条準用第36条第3項)	
	(5) 指定福祉用具貸与事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	□	□	□	条例第263条準用(第38条第4項) (令第205条準用第36条第4項)	
	(6) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	□	□	□	条例第263条準用(第38条第5項) (令第205条準用第36条第5項)	
	(7) 指定福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	□	□	□	条例第263条準用(第38条第6項) (令第205条準用第36条第6項)	

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
32 地域との連携等	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	□	□	□	条例第263条準用(第39条) (令第205条準用第36条の2)	・苦情に関する記録
	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	□	□	□		
33 事故発生時の対応	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は本市及び、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	□	□	□	条例第263条準用(第40条第1項) (令第205条準用第37条第1項)	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故再発防止に関する記録
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しているか。 ※事故が生じた際には原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じているか	□	□	□	条例第263条準用(第40条第1項) (令第205条準用第37条第2項)	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	□	□	□	条例第263条準用(第40条第3項) (令第205条準用第37条第3項)	
34 会計の区分	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	□	□	□	条例第263条準用(第41条) (令第205条準用第38条)	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	□	□	□	平13老振18	

点検項目	点　検　事　項	点検結果			根拠法令	点検書類等
		適	否	非該当		
35 記録の整備	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	□	□	□	条例第262条第1項 (令第204条の2第1項)	・職員名簿 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類 ・福祉用具貸与計画 ・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書 ・ｻｰﾋﾞｽ提供証明書 ・受託業者への確認の結果の記録及び指示書等 ・市町村に送付した通知記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ① 福祉用具貸与計画 ② 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 第260条第4項の規定による結果等の記録 ④ 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑤ 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録	□	□	□	条例第262条第2項 (令第204条の2第2項)	
	(3) 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しているか。 ① 前項第１号及び第２号に掲げる記録：その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 ② 前項第３号から第６号までに掲げる記録：その完結の日から２年を経過した日	□	□	□	条例第262条第3項 (令第204条の2第3項)	
36　変更の届出等	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業所を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、定められた期間内に、その旨を本市に届け出ているか。 ・事業所の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・事業所の平面図及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・福祉用具の保管及び消毒の方法（保管及び消毒を委託している場合にあっては委託先事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容） ・運営規程 ・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日及び住所	□	□	□	法第75条 則第125条	・届出書類の控